

平成27年度3月（第20回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

平成28年3月29日（火） 10時00分～12時15分

2 場 所

光市教育委員会2階会議室

3 出席委員

永岡委員長、河村委員、寺崎委員、中西委員、能美教育長

4 事務局

武居教育部長、石丸学校教育課長、弘実学校教育課主幹、森田文化・社会教育課長兼人権教育課長、末岡図書館長、呉橋学校給食センター所長、蔵下教育総務課長、縄田地域づくり推進課長、三好体育係長、影土井経理係長

5 教育長報告

- (1) 教職員等の人事異動について
- (2) 人間国宝 山本晃氏の作品購入について
- (3) 藤公の里ふれあいウォークの開催について

6 光市立学校の将来の在り方検討プロジェクトによる報告

7 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第1号 平成28年度光市教育委員会重点施策について

(ア) 概 要

平成28年度光市教育委員会重点施策を定めるため、本案を提出。

(イ) 内 容

平成28年度光市教育委員会重点施策の概要について、各課より説明。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

「就学援助・特別支援教育就学奨励事業」の予算はどの程度か。

② 回 答

小・中学校全体で数十名、予算額でおよそ90万円程度である。

① 意 見

市民アンケートの目標値が現況値の1/2となっているが、間違いはないか。

② 回 答

総合計画に記載している目標値が25.0%であり、その数値を引用したものである。

① 意見

太陽光発電の活用について、売電されているのか。

② 回答

発電された電力については、施設の管理運営に活用している。

(エ) 議決

全員一致で承認される。

※議案第2号及び報告第2号については関連があることから、一括して審議。

イ 議案第2号 光市奨学金条例施行規則の一部改正について

報告第2号 光市奨学金条例の一部改正について

(ア) 概要

奨学金の貸付要件の緩和等を行う条例改正に伴い規則の条文を整理するため、本案を提出。

(イ) 内容

条文中の文言の整理及び貸付要件を緩和するため、規定の一部を改正するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

※議案第3号から第5号については関連があることから、一括して審議。

ウ 議案第3号 光市学校運営協議会規則の一部改正について

議案第4号 学校運営協議会設置校の指定について

議案第5号 学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概要

光市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の人数を実態に即して改めるほか、学校運営協議会設置校を指定するとともに、光市立小・中学校16校の協議会委員を任命するため、本案を提出。

(イ) 内容

協議会の人数を実態に即し、12人以内から15人程度に規則を改めるほか、市内11小学校及び島田中学校の協議会設置に関する指定期間が平成27年度で終了することから、協議会規則第2条第1項の規定に基づき、改めて指定するとともに、協議会規則第5条第2項の規定に基づき、光市立小学校11校及び光市立中学校5校の協議会委員を任命するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

※議案第 6 号から第 10 号については関連があることから、一括して審議。

- エ 議案第 6 号 光市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第 7 号 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について
- 議案第 8 号 光市立小中学校事務処理等規程の制定について
- 議案第 9 号 光市立小中学校事務専決規程の制定について
- 議案第 10 号 光市立小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の制定について

(ア) 概 要

学校における事務処理体制の整備、事務の効率化等を図るために事務を共同で処理する組織を設置するとともに、事務長の配置及び業務等を定めるため。また、教育委員会の権限に属する事務のうち、校長及び教頭の任免の内申に、新たに事務長を加えるため。次に、学校事務の共同実施における組織、運営及び業務等に関し、必要な事項を定めるため。そして、事務長設置校の校長の権限に属する事務のうち、事務長に専決させる事項等について定めるため。更に、小・中学校事務の共同実施協議会の組織及び運営に関する事項について定めるため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり、事務長の設置及び小・中学校事務の円滑な遂行のための事務の共同実施を進めるにあたり、必要な規則等の改正等を行うもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

このたびの改正は、事務負担の軽減に繋がりそうか。

② 回 答

各学校ごとに事務長が配置されると、事務の軽減に繋がると思う。

① 意 見

光市立小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の 2、協議会の (1) のアに規定された担当課長及び担当職員とは、学校教育課長及び学校教育課職員か。

② 回 答

そのとおりである。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

- オ 議案第 11 号 光市教育委員会事務局文書取扱規程の一部改正について

(ア) 概 要

行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申し立ての種類が原則「審査請求」に一元化されたこと等に伴い、本案を提出。

(イ) 内 容

現行の行政不服審査法が全部改正され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、不服申し立ての種類を現行の「審査請求」、「異議申立て」から、原則「審査請求」

に一元化されることにより、当該規定の条文中に「不服申立て」とあるものについて「審査請求」に改正するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

※議案第12号及び第13号については関連があることから、一括して審議。

カ 議案第12号 光市中学生等海外派遣事業実施要綱の一部改正について

議案第13号 光市高校生海外派遣事業実施要綱の廃止について

(ア) 概 要

中学生等海外派遣事業の見直しに伴い、派遣人員及び派遣助成額を改めるとともに、高校生海外派遣事業の実態に即し、当該派遣事業を廃止するため、本案を提出。

(イ) 内 容

派遣の実態に合わせ、中学生の派遣人数を年間17人程度から12人程度に改め、助成対象経費のうち、1人当たり25万円から5万円増額して30万円にしようとするもの。合わせて、実態に即し、高校生の海外派遣事業を廃止するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

キ 報告第1号 光市コミュニティセンター条例の一部改正について

(ア) 概 要

光市コミュニティセンター条例の一部改正について、事務局より報告。

(イ) 内 容

室積公民館については、平成28年3月5日に新たに室積コミュニティセンターとして先行開設している。その他の公民館についても、平成28年度よりコミュニティセンターに移行することに伴い、関係条文等の整理を行うもの。

ク 報告第7号 区域外就学の承認について

(ア) 概 要

区域外就学の承認について、事務局より報告。

(イ) 内 容

区域外就学の協議及び申請のあった20名を承認したことについて報告するもの。